

令和元年7月定例会
宇土市教育委員会会議録

宇土市教育委員会

1. 日 時 令和元年7月10日(水) 午前10時00分開議

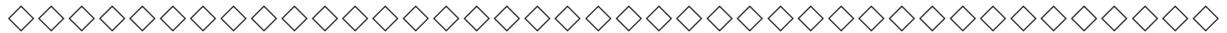
2. 場 所 宇土市教育委員会2階会議室

3. 出席委員 太田 耕幸教育長 岩村 俊明教育長代理 近藤 修委員
園田 寛子委員 芥川 学委員

4. 欠席委員 なし

5. 職務のために出席した者

教育部長 宮田 裕三 学校教育課長 田尻 清孝
指導主事 太田黒 保宏 学校教育課課長補佐 岩崎 広美
生涯活動推進課長 湯野 淳也 文化課長 野田 恵美
図書館長 舟田 武弘 中央公民館長 久多見 さとみ



議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第65号 宇土市外部評価委員会委員の委嘱について

報告事項



太田教育長 令和元年7月教育委員会定例会会議を開会いたします。
本日は、4人の委員全員が出席でありますので、この会議は成立
いたします。



日程第1

太田教育長 本日の会議録署名委員の指名をいたします。
会議録署名委員に近藤委員・芥川委員を指名いたします。



日程第2

太田教育長 本日の7月教育委員会定例会の会期を1日とします。
御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

太田教育長 異議ないものと認めます。



日程第3

指導主事
芥川委員
学校教育課長

り、情報交換をしておくよう指導してほしい。

園長校長会で話をしていきたい。

第3者委員会を設置するのか？

今回の議案でいじめ防止対策委員会の委員の選任議案をあげる予定であったが、出すにあたってどんな形で進めていけばいいのか専門の先生方に聞いてみた。今の条例の中では、委員に保護者が入る等あるが、第3者委員会は専門家のみで構成した方がいいのではということである。今のところ、3人を予定している。あと1人、臨床心理士を探しているところである。次の委員会の議案提出より早く臨時委員会を開催し、審議してもらおうと思っている。今回の第3者委員会について、いじめ防止対策推進法第28条として委員会を設置するならば、調査をしなければならない。今の段階で調査をやると昨年のものであり、また、現在6年生であるため、小学校を卒業するまでに報告を終えないといけない。第28条の重要事案としてではなく、学校側が把握している状況、いじめの被害者からの情報と必要最小限の情報を集めて、今後このような事案を繰り返さないように教育委員会・学校が今後どういう形で進んでいけばいいのかを中心に検討していくという第3者委員会を行いたいと思っている。

芥川委員

重大事案としての設置ではないということであり、その前の教育委員会が先に意見を聞いたりするという第3者委員会とうことであるのか？それで重大事案が出てきた場合は第3者委員会の委員が中心になってするという事か？

学校教育課長

それが重大事案と認めて進めていくのであれば、そうなる。

芥川委員

保護者等の要望からと記載してあるが、保護者が要望されたのか？

学校教育課長

保護者の一部の方は要望されている。その方は被害者の回りにいる保護者の方である。

太田教育長

重大事案というのは2つあり、1つは命にかかわること、もう1つはいじめが原因で30日以上欠席である。今回は30日以上欠席された保護者の方からの要望ではなく、まわりの方から話が出たところからである。だが、30日以上欠席の児童はいたため、教育委員会が調べる必要があるということで、委員会を設置することになった。第3者委員会というのは、いじめ防止対策推進法によると、子供さんを亡くした等の保護者が真実を調べて欲しいということで、再調査を依頼されるものである。今回はそのようなものではなく、被害者の回りの方から来ているものであるため、その対応についても検討しているところである。

指導主事

30日以上欠席された保護者にも聞き取り等行ったが、あまり公にしないで欲しいという思いがあったため、保護者の思いを受けながら進めていきたいと思う。

議事録署名

委員 近藤 修

委員 芥川 学